

令和8年度
公益財団法人さいたま市産業創造財団
サブマネージャー募集案内

受付期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月26日（木）
午後5時まで【3月26日（木）必着】

（書類の提出先及び問い合わせ先）
公益財団法人さいたま市産業創造財団
企画総務課 サブマネージャー採用係
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号
電話 048-851-6696
HP アドレス <https://www.sozo-saitama.or.jp>
e-mail soumu@sozo-saitama.or.jp

1 職種、募集人数及び職務の概要

- (1) 職種及び募集人数 サブマネージャー 若干名
(2) 職務概要

公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下「財団」という。）が行う金融機関と連携した企業支援事業。

※当該職務は、さいたま市内の中小企業の経営課題を金融機関と連携しながら支援する事業です。

- (3) 勤務地 公益財団法人さいたま市産業創造財団
埼玉県さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

2 採用期間

採用期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、市からの受託の状況（プロジェクトの期間等）及び財団において必要があると認めた場合、契約を更新（最大4回を限度）することがあります。

3 応募資格

次の要件を全て満たす方

- (1) 本事業遂行に高い意欲を有し、自身の能力発揮に意欲的であること。支援企業などからの要望に素早く対応できること。
- (2) 金融機関の要望に素早く対応でき、円滑なコミュニケーションができること。
- (3) 中小企業経営者などへの適切な助言、多様な関係者に対して円滑なコミュニケーションができること。
- (4) 業務を遂行するために必要な PC 操作 (Word、Excel、e-mail、オンライン会議ソフト等) が可能であること。
- (5) 普通自動車免許を有していること。

※中小企業診断士資格保有者歓迎

4 審査内容等

募集に伴う審査及び合格発表は次のとおり実施します。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 審査方法 応募書類をもとに、書類審査を実施します。

イ 合格発表 3月下旬を予定しています。応募者全員に通知を発送します。

(2) 第2次審査（面接）

実務担当者（課長以下）と面談を実施いたします。

ア 審査方法 第1次審査合格者に対し、面接審査を実施します。

イ 審査日時 4月8日（水）午前を予定しています。

（詳細は第1次審査合格通知書に記載いたします。）

ウ 合格発表 4月中旬を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

(3) 第3次審査（面接）

役員等と面談を実施いたします。

ア 審査方法 第2次審査合格者に対し、面接審査を実施します。

イ 審査日時 4月22日（水）午前を予定しています。

（詳細は第2次審査合格通知書に記載いたします。）

ウ 合格発表 4月下旬を予定しています。対象者全員に通知を発送します。

(4) その他

最終合格者は合格発表後速やかに適切な健康診断書を提出するものとします。なお、これに係る費用は当財団が負担します。

※電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。

5 応募方法

提出書類	① 履歴書（別紙1） ※財団 HP からダウンロードしてください。 ② 職務経歴書（書式自由）	
申 込	方 法	提出先にお持ちいただくか郵送（簡易書留郵便）により申し込んでください。
	受付期間	令和8年3月9日（月）から 令和8年3月26日（木）午後5時まで 【3月26日（木）必着】
	提出先	〒338-0002 さいたま市中央区下落合5丁目4番3号 公益財団法人さいたま市産業創造財団 企画総務課 サブマネージャー採用係

※ 応募書類は、必ず**本人がパソコンで作成**してください。また、記載事項の不備や提出された書類に不足等があった場合は、受理できませんのでご注意ください。

※ 提出された書類は、返却いたしません。

※ 採用が内定した場合でも、受験資格がないことや、提出された書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、内定を取り消します。

6 給与・勤務条件等

(1) 給料額

日額 20,000円（実働7時間）

この他に通勤手当、時間外手当及び業務に係る旅費が財団規程に基づき支給されます。

賞与・退職金は支給されません。

(2) 給与締切日／支払日

毎月末日／翌月21日

(3) 勤務日数、勤務日及び勤務時間

月8～15日以内、年96～180日以内で要相談

勤務時間は、原則9時から17時まで（休憩1時間含む）とします。

(4) 休日及び休暇等

原則として、日曜日、土曜日及び祝日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日
年次有給休暇の日数は、財団規程に基づき付与されます。

(5) 社会保険等

法令に基づき、雇用保険が適用されます。

7 審査結果の開示について

この審査の結果については、開示の請求をすることができます（応募者本人に限る。）。

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次審査不合格者	第1次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位	それぞれの審査の合格発表日から1ヶ月間	必ず応募者本人が、本人確認書類を持参のうえ、さいたま市産業創造財団へ請求してください。
第2次審査不合格者	第2次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位		
第3次審査不合格者	第3次審査の受験者本人の総合得点、満点、総合順位		

※電話、郵便等による請求はできません。